

[ 平成22年度予算審査特別委員会（産業環境分科会）－03月09日-01号 ]

◆芝田 委員 お疲れでしょうが、もうしばらくおつき合いいただきたいと思います。

分科会におきまして、商工費第2目商工業振興費においての大規模小売店舗立地法運用事務について、きょうはお伺いしたいと思います。

予算書には649万9,000円が計上されておりますが、この事務の概要についてお尋ねいたします。

◎西本 商工労働部副理事兼商業流通課長 大規模小売店舗立地法の事務の概要についてお答えいたします。

法第15条大都市の特例という項目がございます。この項によりまして、この法律の運用は都道府県に加えまして指定都市が行うこととされていることを受けまして、平成18年4月より本市が行っております。

具体的には、店舗面積1,000平方メートルを超えます店舗の新設、変更等の届け出に関する広告縦覧、また説明会の開催方法の指導、またさらには学識経験者で構成いたします堺市大規模小売店舗立地審議会に関する事務を行っております。以上でございます。

◆芝田 委員 今言われました答弁の中で、堺市大規模小売店舗立地審議会についてお聞きしたいと思いますが、どういう場面でこういった審議会が開かれるのでしょうか。

◎西本 商工労働部副理事兼商業流通課長 審議会では、堺市の意見を構成するに当たりまして答申をいただくものでございます。

具体的には、店舗の新設または店舗面積の増床などから、深夜時間にかかる営業時間の延長等の項目に関しましての届け出に対しまして、市としてその届け出が適切かどうかという意見を述べるに当たりまして、審議会に諮問をいたしております。以上でございます。

◆芝田 委員 この大規模小売店舗立地法、いわゆる大店立地法なんですけど、この法律の目的並びに趣旨についてお聞かせください。

◎西本 商工労働部副理事兼商業流通課長 法の目的、趣旨についてお答えいたします。

大規模小売店舗の出店は、消費生活、市民生活に彩りを与え、地域ににぎわいをもたらします。しかし反面、騒音や交通渋滞など、周辺環境への影響が懸念されるものでもございます。このため、大規模小売店舗が立地するに当たりまして、建物の設置者に対しまして、施設の配置及び運営につきまして適切な配慮を求めていくことによりまして、周辺地域の生活環境の保持並びに地域経済、地域社会の発展や生活の向上に寄与することを目的としております。以上でございます。

◆芝田 委員 私は、北花田の今のイオンモールの北花田プラウの北側のマンションに住んでおりまして、それに端を発しまして鳳もアリオの鳳ができたり、今ショッピングセンターというのは時代の流れで、やはりということですが、このイオンモールの北花田は、当時はまだこの堺市が政令市になっておりませんでしたので、大阪府がそういった今の堺

市のかわりをしておりました。

今答弁にありました、いわゆるこういった大きな小売店舗が立地するに当たって、建物の設置者に対して、いわゆる事業者に対して、施設の配置及び運営について適切な配慮を求めていくことにより、いわゆる住んでいる方の周辺地域の生活環境の保持、並びに地域経済、地域社会の発展、社会生活の向上に寄与することを目的とするということを今答弁をいただきましたけれども、この施設の配置及び運営について具体的にお示しいただければと思いますが。

◎西本 商工労働部副理事兼商業流通課長 具体的な施設の配置や運営でございますが、まず調整となります項目としまして、駐車場の位置及び収容台数、それから荷さばき施設の位置及び収容台数、また廃棄物につきまして保管施設の位置及び廃棄物の容量、また施設なり営業活動によって排出されます音、騒音の容量や時間、そういうものを検証させていただくことになっております。

◆芝田 委員 それでは、この法律の手続はどのように進められていくのかお聞かせください。

◎西本 商工労働部副理事兼商業流通課長 法律の手続についてお答えいたします。

まず、この法律は、建物の設置者が届け出を市に提出することから手続が開始いたします。設置者は、届け出から2カ月以内に地域住民への説明会を開催いたします。また提出されました届出書は、本庁及び出店地の区役所において4カ月間縦覧をいたします。この間、住民は市に意見を提出することができることになっております。その後、先ほど申しました大規模小売店舗立地審議会、これを開催いたしまして、提出されました住民の意見等も参考にしながら、堺市として当該届け出に対する意見をとりまとめ、仮に意見がない場合は、この段階で手続が終了いたします。また意見がある場合は、対応策を再度縦覧の上、その対応策に対する判断を行うと、そういうことになっております。以上でございます。

◆芝田 委員 ありがとうございます。

ここで、幾つかの問題点を指摘していきたいなと思っております。先ほど言いましたように、私も自治会の中にありますこういった設置建物者との協議機関としての対策委員会のメンバーにも入れていただきまして、1件目の工事から対応させていただいたわけですが、いわゆるこの法律は、実際オープンするまでのいろんな地域住民に対してとか、またその設置運営に対しての計画等をお示しして、そういう理解を求めて住民説明会をしていくということでもありますけども、先ほどの答弁の中で、いわゆる道路状況の渋滞とか、そしてまた騒音とか、実際よく耳にしましたのはオープン効果で当初はかなりの台数が道を渋滞するということでもありますけども、それも一時的なオープン効果であるということで、確かにそういう時期を経て、当初聞いていた内容と違う、つまり道路の渋滞そして騒音、そしてまた荷さばき場の音とか、納入業者の進路を決めていたのにそれを守っていないとか、いろんな課題が浮き彫りになったわけです。その都度イオンさんと対応しながら、か

なりの点では要望は聞いていただきましたけれども、まだ残っている課題というのは幾つかあるわけですが、そういうことがまず挙げられます。

また2点目は、時代がいろんな状況で経済不況とか、また経済が好転した場合、よくなった場合、いろいろその事業者も店舗を拡充したり、また増設したりして、特にイオンモールの北花田プラウにおきましては平面駐車場がかなりの台数を所有するスペースがありまして、当初より2期工事が行われるというようなことはありましたけれども、この2期工事、実際その計画がはっきりしない段階で、イオンモールの北側の幹線1号というマンションと隣接している道路の車線をふやそうとか、そしてまた交通管理者の警察に事前にそういった相談に行っているということで、住民は無視をされて計画が進んでいたというようなことがあったりして、大変それに憤りを感じていたわけでありまして、そういうことを受けまして、2期工事の計画がまだはっきりしない段階で、我々地元の自治会もこれではいけないということで、1期目の工事の後、いろいろ予定されていた内容と違う点をもう一度洗い直すということで、私も環境指導課の方に騒音計を借りて住民の方と騒音をはかったり、そしてまた交通量調査も実際させていただきました。当初の予定よりもかなりオーバーフローしていたことも数値として上がりまして、それをもって今も交渉は続いているわけですね。そういう2期工事とか、またいろんな状況によって新たな計画があったときに、どうしても住民がなおざりにされるということが実際ありました。

そしてまた、先ほどの1点目とかぶるかもわかりませんが、届出書で進められてきたことが、なかなか現場でそれが守られていないということがありまして、絶えず折衝をしながら進めてきたわけでありまして。

そういった意味で、この法律は、いわゆる入り口の部分では、そういった申請を出し、また住民説明をするということで進んでいって、許可がおりればその後は余り効果がないというような指摘も私も感じますし住民の方からもあるわけですが、この点について本市の考えをお聞かせ願いたいと思います。

◎西本 商工労働部副理事兼商業流通課長 ただいまの、事前の手續に重きを置かれてという面は、確かに1点その点はあるかと思えます。

このイオンモール北花田プラウにつきましても、大阪府から書類を引き継ぎまして見させていただいておりますが、書類上適正な届け出がされている物件だと認識しております。

しかしながら、大阪府と違いまして今現在堺市が運営をしております。やっぱり市町村が運営している意義としまして、できるだけ今委員がおっしゃいましたそういう地域課題、これは法律もともかく、法律以外での手續でも何らかの課題解決を図っていく、そういう必要があるかと感じております。

例えば、堺市内の大型店で構成しております堺市大型小売店連絡協議会というのがございます。この中で、当然イオンさんなんかも参画いただいております。こういうところを通じまして、やっぱりそういう地域と共生できるような事業活動、そういうものを実現していくことに努めていくことが市町村としての役割ではないかなと考えております。以上

でございます。

◆芝田 委員 答弁の中で、堺市大型小売店連絡協議会を通じまして、いろいろ地元の声を生かしていただけると答弁をいただきましたので、この法律のいわゆる出口の部分になかなか私も納得していないわけではありますが、堺市としても政令市になりまして、こういう運用事務の予算も計上して進めているわけですので、しっかりまた地域住民の声も聞きながら、行政としての役割を十分に果たしていただけますようお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。